



長野県告示第361号

平成16年 6月17日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成16年 5月27日

長野県知事 田中 康夫

財政改革チーム

長野県告示第362号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消しました。

平成16年 5月27日

長野県知事 田中 康夫

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社大河建設	河 政 勲	木曾郡木曾福島町3684番地 1	平成16年 5月19日

税 務 課

長野県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年 6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年 5月27日

長野県知事 田中 康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡中川村葛島882番の1地先から 上伊那郡中川村葛島925番の1地先まで	旧	14.9~39.6 m	0.0100 km
同 上	新	14.0~21.0	0.0100

道路維持課

長野県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年 6月11日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年 5月27日

長野県知事 田中 康夫

- 1 路 線 名 361号
- 2 供用を開始する区間  
木曾郡木曾福島町新開4578番地先から  
木曾郡木曾福島町新開4587番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年 5月27日

道路維持課

長野県告示第365号

学校法人補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第659号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年 5月27日

長野県知事 田中 康夫

第12を第13とし、第9から第11までを1ずつ繰り下げ、第8第2項を次のように改める。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業実施状況書（様式第7号）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類  
第8を第9とし、第7を第8とし、第6中「第4」を「第5」に  
改め、同第6を第7とし、第5第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した  
書類  
第5を第6とし、第4を第5とし、第3の次に次のように加える。  
(補助金の減額等)

第4 知事は、第1に規定する学校法人又は学校が次の各号のい  
ずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金の全部又は一  
部を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為  
に違反している場合
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（借入  
金に係る利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立  
学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定に基づく掛  
金を含む。）の納付を長期にわたり怠っている場合
- (3) 破産宣告を受け、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事  
情が極度に窮迫している場合
- (4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育条件又は管理運営が著し  
く適正を欠いている場合

様式第1号中「(様式第1号)」を「(様式第1号)(第6関係)」  
に改める。

様式第2号中「(第5関係)」を「(第6関係)」に、  
「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以  
上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。」  
を

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以  
上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。」

2 在学(園)者(児)数

人

(注) 在学(園)者(児)数は、総数とすること。 」  
に改める。

様式第3号及び様式第4号中「(第6関係)」を「(第7関係)」に、  
「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第5号中「(第7関係)」を「(第8関係)」に、  
「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第6号中「(第8関係)」を「(第9関係)」に、  
「日付長野県指令 第」を「日付け 第」に改める。

様式第7号中「(第8関係)」を「(第9関係)」に、  
「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以  
上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。」  
を

「(注) 修繕費、機器備品費等で1件当たりの金額が100万円以  
上のものについては、備考欄にその内容を記入すること。」

3 在学(園)者(児)数

人

(注) 在学(園)者(児)数は、総数とすること。 」  
改める。

様式第8号中「(第9関係)」を「(第10関係)」に、  
「日付長野県達 第」を「日付け 第」に改める。

様式第9号中「(第10関係)」を「(第11関係)」に、  
「日付長野県指令 第 号で補助金」を  
「日付け 第 号で補助金の額」に改める。

教育振興課私学教育振興室

選告示第14号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一  
部を次のように改正します。

平成16年5月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝  
別表第1の不在者投票のできる病院中

「国立小諸療養所 小諸市甲4598」を  
「独立行政法人国立病院機構小諸高原病院 小諸市甲4598」に、  
「国立長野病院 上田市緑ヶ丘1丁目27-21」  
を  
「独立行政法人国立病院機構長野病院 上田市緑ヶ丘1丁目27-21」  
に改める。

選挙管理委員会

選告示第15号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第  
165号）第2条第7項の規定により、参議院長野県選出議員  
選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放  
送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うこ  
とができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成16年5月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社長野放送	1	信越放送株式会社	1
株式会社テレビ信州	1		
信越放送株式会社	1		

選挙管理委員会